

## 第37回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月10日（月）午後3時半～
2. 開催場所 南阿蘇村役場 （2階大会議室）
3. 出席委員 26名  
欠席委員 3名 後藤貞徳・竹原満博・宮崎ヒサ子委員
4. 議事日程 報告 1号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画及び承認について
5. 事務局職員  
事務局長 江藤 誠喜  
係長 後藤 行志  
主査 長野 リエ

### 6. 会議の概要

発言者	内容
事務局長	挨拶
会長 議長	挨拶 只今から平成29年度第37回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に18番 工藤 節義委員、19番 古澤 博保委員を指名します。 それでは報告第1号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 以上、1件報告いたします。
議長	報告1号はこれにて終わりたいと思います。続きまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読をお願いします。
事務局	別添議案書を基に朗読 今回の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、3件審議方宜しくをお願いします。
議長	事務局の朗読が終わりましたので、これより地元委員の説明をお願いします。

<p>21番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>1番について、21番が説明いたします。譲渡人、譲受人は親子で父から息子への所有権移転贈与の申請です。</p> <p>2番は会長の案件ですが、会長に代わりまして21番が説明いたします。譲渡人、譲受人双方の話しがまとまりまして所有権移転売買の申請です。</p> <p>3番について、27番が説明いたします。譲渡人と譲受人は、親子関係であり所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので、これより審議に入りたいと思います。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので採決に入りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>議案第1号は、原案どおり可決いたします。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>14番</p> <p>10番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>続きまして議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局より議案の朗読をお願いします。</p> <p>別添議案書を基に朗読 以上4件、審議方よろしくをお願いします。</p> <p>事務局の朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p> <p>1番について、14番が説明いたします。譲受人は■■■■で■■■■住宅を建設予定です。この土地は以前申請があっていましたが地震の影響で取下げされ、今回新たに申請があがった土地です。地図にございますようにレッドゾーンでもありますが、駐車場にされています。給排水等も問題ありません。</p> <p>2・3・4番について、10番が説明いたします。譲受人は、今現在避難生活で仮設住宅におられる方の要望により、賃貸住宅の建設になります。場所は■■■■の■■■■から南側に■■■■mほど行った所の右側の土地になります。</p> <p>地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>



事務局 18番については、所有権移転（売買）ということで農地中間管理事業の特例事業の売買をつかって、譲受人への所有権移転ということで話がまとまりましたので申請となります。

議長 それでは地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

（異議なし）

議長 議案第3号、議案書（経営基盤強化促進法許可申請）について、意義がない方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 議案第3号は、原案どおり可決いたします。

議長 その他、何かありませんか。

6番 議案第2号で、再度2度目の転用の案件がありますが、自分たちもそのような事があって2回行ったりする事もあるが、地元委員には連絡はなくそのまま流れて、申請をした人に報告もできないし、転用で登記もできない、許可がおりないので。そのような実情はこの会議で全員が手を挙げて可決しましたと言っても、県が見に来て却下されれば終わりになる。またしばらくして申請して全員で可決してもまた却下される。そのような時はどのような方向に進めればよいのか。

何か要因があって通らないと思うが、本人にしてみれば通った後のことがあるのでいろいろすすめてやりたいが、県の許可がおりない。

事務局 最終的には県の判断になりますので、県に再度出して意見をいただいてダメなときは仕方がないという形です。先程の案件については却下ということで報告がありましたけれども、あちらは許可証の返納があった分です。再度今回は違う方の申請になっています。

6番 県が来て許可できないということは事務局には報告があるのですか？

事務局 県に見ていただいて難しいという事があります。

6番 その結果は、このような状態で難しいという内容を地元委員にも教えてもらえないか。

事務局 それは当然のことですので、今後そのように対応させていただきます。

6番 宜しくお願いします。

14番 今回の件は、話を聞いたのですが震災で■■■■から通って来られていたが、家を建ててということでしたが・・・

- 事務局** 今回の件は、村内のアパートにお住まいだった方が、前回、家を建てたいという事で申請があったのですが、昨年の震災で子供さんが市内の学校に通学されているが公共交通機関が不便になったということで、建てるのをやめて■■町に出られることになり、計画が遂行できなくなったため許可証の返納ということになりました。却下ではなく、ご自身が取り下げて許可証を返納していただいたという事です。
- 議長** 今回の案件は、初めて県に申請された分です。再度申請ではありません。
- 6番** 自分のところでも同じ土地で2、3回話があったが、同じようなことで許可がおりず申請を諦めるしかないことになった。
- 議長** 何か要因があって許可がおりないことがある。自分たちだけの判断では難しいこともあり、最終的には県が審査してしっかり確認しての判断になる。今までに出して却下になったことがあるか。
- 事務局** いいえ。出す前に県に一度打診して、この土地はどうかということを確認している。  
大丈夫ということであれば申請を進めるようにしている。
- 6番** 前に、この会で可決して申請を上げた事があった。県に相談してできないときには、議案の案件にあげる前に対応してほしい。
- 議長** なるべく事前に県に相談して、許可できない土地については議案にあげないようにしている。
- 6番** 以前、県にあげたものが通らないことがあった。
- 議長** 申請をあげて県から許可がおりなかったことがあるか？
- 事務局** 自分が担当として来る前の案件かと思います。  
自分が担当してからは、申請前に県と確認して非農地か転用かということでしたが、非農地も転用も難しいということはお伝えしたと思います。
- 6番** やはりこのような時、すでに売買をしておられて、そこを買った人は木があって焚き物小屋を2棟くらい建てておられるが、その買った人の別荘から先は大きく拓けた田畑で、非農地は家が建っている。しかしその当時、農業委員で現地確認して議案で可決したが、県からの許可がおりないことがあった。
- 事務局** 今は難しい案件等は、事前に県に相談して転用等が難しい場合には申請者に説明するようにしている。
- 6番** すでに売買が済んでいて、登記してくださいと言う立場でありながらどのようにしたら良いか。黙っていれば良いか。

事務局	農地法で山林転用でも認められれば農地は外れますが、農地の広がりがあるところの転用は厳しい。
議長	よろしいですか？その他に何もありませんか？
委員	今後の日程を教えてください。
議長	事務局が説明します。
事務局	<p>今月20日10時から農業委員さんの任命式を予定しています。また27日に農地利用最適化推進委員の委嘱状交付式を予定しています。8月1日には、新任農業委員と最適化推進委員の合同研修会が小川町（宇城市総合文化センター）でありますので、通知いたしますのでその出欠についてもご連絡いただきたいと思います。</p> <p>20日任命式に引き続きまして初総会をおこないます。そこで会長及び職務代理者を決めていただかないといけませんので宜しくお願いします。</p> <p>8月の総会の日程については、初総会の時に決定させていただきます。</p> <p>8月1日の研修出発前に、農業委員さんと推進委員さん顔合わせをして自己紹介等を考えていますので宜しくお願いします。</p>
議長	<p>詳しい事は20日の新農業委員さんの任命式以降に話をしていただきたいと思います。</p> <p>それでは、以上をもって第37回農業委員会総会を閉会いたします。</p>

議事録署名者

18番 工藤節義

19番 古澤博保